

令和4年度 第1回 三重県文化審議会 事項書

日時 令和4年6月1日（水）

10:00～11:30

場所 三重県総合文化センターセミナー室 A

- 1 環境生活部長あいさつ
- 2 会長・副会長の選任
- 3 諮問
- 4 審議事項
 - (1) 現状認識について
 - (2) 検討の進め方について
- 5 その他
次回以降の日程

配付資料

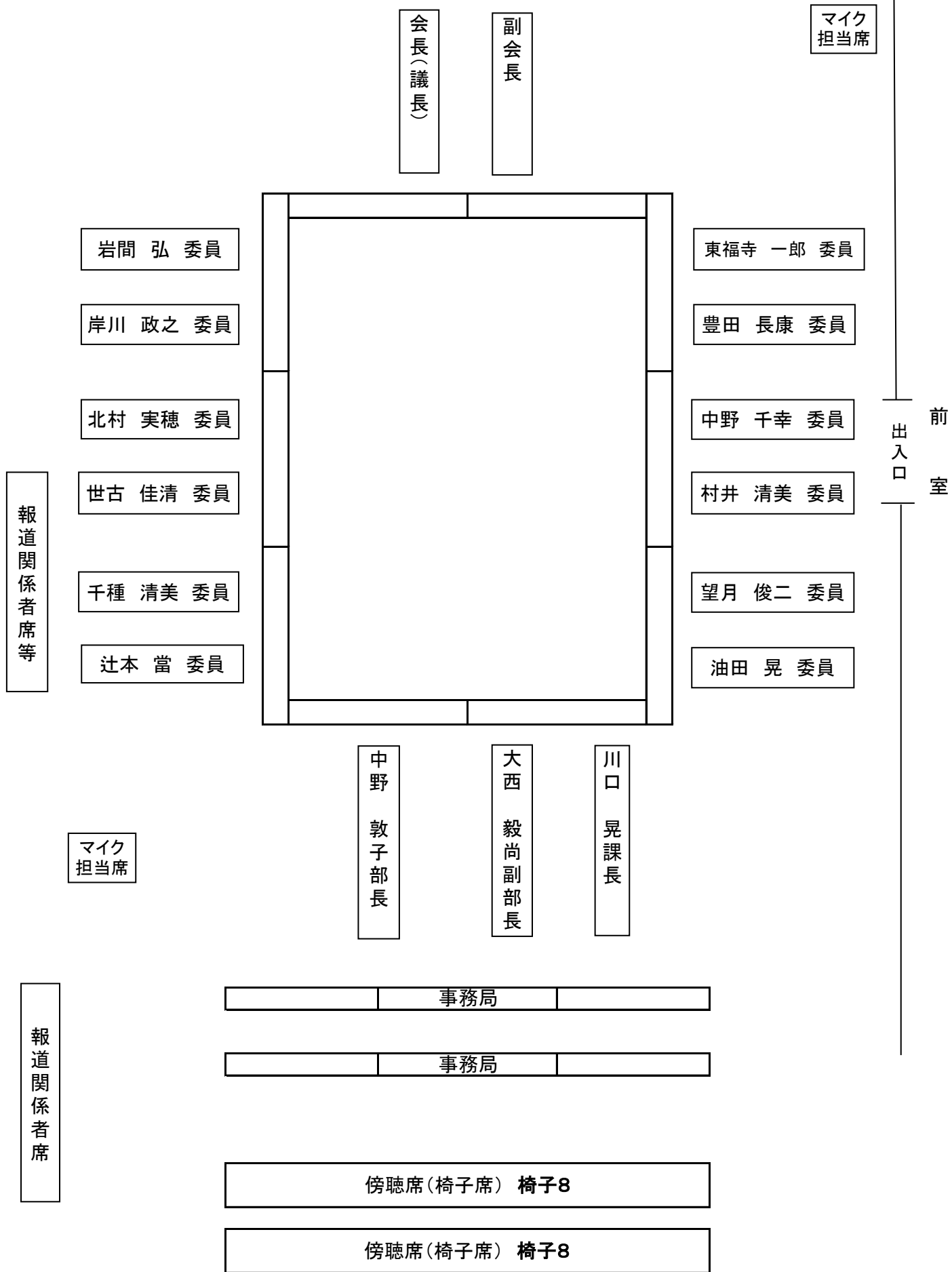
- ・ 審議会名簿
- ・ 配席図
- ・ 審議会条例
- ・ 諮問文（写）
- ・ 資料1-1 「「三重県文化振興条例（仮称）」制定に向けた検討について」
- ・ 資料1-2 「三重の文化の特徴と「新しいみえの文化振興方針」の成果と課題」
- ・ 資料2 「条例制定及び新方針策定に向けた検討の進め方（案）」
- ・ 参考資料

三重県文化審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	役 職	分 野
いわま ひろし 岩間 弘	株式会社三十三銀行 取締役会長	企業
きしかわ まさゆき 岸川 政之	一般社団法人 未来の大人応援プロジェクト 代表理事 皇学館大学現代日本社会学部 教授 百五銀行公務部 シニアアドバイザー	地域づくり
きたむら み ほ 北村 実穂	三重テレビアナウンサー	メディア
こばやし まり 小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 教授	文化政策
せ こ よしずみ 世古 佳清	三重県障がい者団体連合会 会長	障がい者
たむら たかこ 田村 孝子	文化ジャーナリスト	文化政策
ちくさ きよみ 千種 清美	文筆家 皇学館大学 非常勤講師	観光
つじもと あたる 辻本 當	津文化協会 会長	文化団体
とうふくじ いちろう 東福寺 一郎	三重短期大学 名誉教授	学識
とよだ ながやす 豊田 長康	鈴鹿医療科学大学 学長	学識
なかの ちゆき 中野 千幸	四日市市シティプロモーション部文化課 課長	市町
にしき かよこ 錦 かよ子	作曲家	芸術家
むらい きよみ 村井 清美	松阪市立第三小学校 校長	教育
もちづき しゅんじ 望月 俊二	公益財団法人岡田文化財団 事務局長	文化団体
ゆ だ あきら 油田 晃	特定非営利活動法人 パフォーミングアーツネットワークみえ 代表理事	公募

三重県文化審議会（令和4年度第1回）配席図



三重県文化審議会条例

昭和四十六年七月二十七日

三重県条例第三十三号

改正 平成一〇年三月二七日三重県条例第二一号

三重県文化審議会条例をここに公布する。

三重県文化審議会条例

(設置)

第一条 文化の振興に資するため、三重県文化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について調査審議する。

一部改正(平成一〇年条例二一号)

(委員)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正(平成一〇年条例二一号)

(専門委員)

第四条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

一部改正(平成一〇年条例二一号)

(会長等)

第五条 審議会に会長一名及び副会長一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、昭和四十六年八月一日から施行する。

2 三重県文化会館運営審議会条例(昭和三十七年三重県条例第六十二号)は、廃止する。

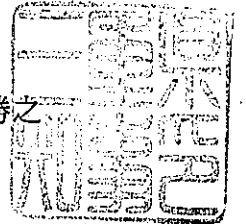
附 則(平成十年三月二十七日三重県条例第二十一号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

「三重県文化振興条例（仮称）」の制定について、三重県文化審議会条例（昭和 46 年 7 月 27 日 三重県条例第 33 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 4 年 6 月 1 日

三重県知事 一見 勝之



（諮問理由）

本県は、豊かな自然や歴史・文化を有するとともに、東海道など数々の街道での交流を通じた個性豊かで多様な文化を育んできました。

こうした三重の文化の特色を踏まえ、平成 26 年 11 月に「新しいみえの文化振興方針（以下「方針」という。）」を策定し、令和 5 年度までを計画期間として、文化芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体等、さまざまな主体と連携しながら文化振興施策を推進しています。

また、方針のもと、平成 26 年 4 月に開館した三重県総合博物館（MieMu）をはじめ、各県立文化施設がその特色を生かし、魅力ある企画展や公演、講座などを実施するとともに、子どもたちが文化にふれ親しむ環境づくりなどに努めてきました。

しかしながら、方針策定から 7 年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化、地域の社会変容などにより文化を担い継承する人材の不足が進み、また、近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化にふれ親しむ機会が減少し、文化活動が停滞するなど、今後、地域の文化が少しずつ衰退していくことが懸念されます。

文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割や、人々の感性や想像力を高め、心の豊かさを育むものであるとともに、観光や地域づくりなど、さまざまな主体と連携することで生み出される新たな価値を文化の継承、発展及び創造に活用することにより、活力ある地域づくりが期待できます。

こうしたことから、文化の振興にかかる課題に対応し、三重の特性に応じた施策を継続的、総合的に推進していくため、基本理念を明らかにした上で、県等の責務・役割など、本県の文化振興施策の基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例（仮称）」の制定が必要であると判断しました。

以上のような考えのもと、「三重県文化振興条例（仮称）」について、貴審議会の意見を求めるものです。

【「三重県文化振興条例（仮称）」制定に向けた検討について】

1 これまでの取組と課題

〔これまでの取組〕

- 令和5年度までの取組方向を示した「**新しいみえの文化振興方針**（H26.11）」に基づき、人材育成や文化の拠点機能の強化など5つの方向性で施策を展開
 - 人材の育成（重点取組） 文化体験活動に参加した児童数の推移（H30）3.4万人（R1）2.9万人（R2）1.6万人
 - 文化の拠点機能の強化（重点取組） 県立文化施設の利用者数（H30）155.3万人（R1）140.5万人（R2）51.2万人

〔課題〕

- ① 県民意識のさらなる醸成、文化芸術活動への参加機会の確保（県政モニターアンケート（R2））
 - 「みえには他に誇ることでできる歴史的資産等があり、**愛着を感じることが出来ますか**」の質問に対する肯定的な回答割合は**伸び悩み**（H27 91.1% ⇒ R2 89.7%）
 - コロナ禍により文化活動が停滞するなどから、県立文化施設に**1回以上行った**と回答した割合が**低下**（R1 64% ⇒ R2 56%）
 - 一方で、今後、**県が力を入れるべき文化施策として「文化にふれ親しむ機会の提供」とした回答割合が最も高く、増加**（R1 37% ⇒ R2 41%）
- ② 社会情勢の変化への対応
 - 人口減少や少子高齢化に伴う文化を担う人材の育成、DXの推進など、大きな**社会情勢の変化**への対応が必要
 - 「文化芸術基本法」「文化観光推進法」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「文化財保護法」「博物館法」など**文化関連法の改正等**への対応が必要
- ③ 文化、観光振興による地域の活性化
 - 文化についての理解を深める機会の拡大と文化資源の活用による県内外からの誘客の促進**により地域の活性化を図ることが重要

（参考）「文化に対する世論調査（R2 文化庁）」：文化芸術の振興が社会にもたらす効果を「地域社会・経済の活性化」と回答した割合が最も高く、49.5%

【文化振興方針の方向性】

- ① 人材の育成
- ② 歴史的資産等の継承・活用
- ③ 新たな価値の創出
- ④ 情報の受発信
- ⑤ 文化の拠点機能の強化

2 条例制定の意義・効果

- ① 県民の文化振興に対する更なる気運の醸成につながる
 - 停滞している文化活動を再開していく上で、基本的な理念や各主体の役割を明文化することにより、県民の文化振興に対する**更なる気運の醸成**につながる
- ② 文化振興施策の継続性が高まる
 - 社会情勢の変化に対応しながら、文化の担い手の育成や文化資源の保存・継承などの文化振興施策を**安定的かつ継続的に推進**していく上で意義がある
- ③ 他分野との有機的な連携により総合的な文化振興施策につながる
 - 文化・芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携することにより、**総合的な文化施策の推進**につながる

3 条例制定に向けた考え方

〔基本的な考え方〕

- 現行の方針が令和6年3月31日で対象期間が終了するため、次期施策の取組方向については、基本理念や県等の責務・役割などの基本となる事項を定めた「**三重県文化振興条例（仮称）**」を新たに制定するとともに、条例に基づいて施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「**三重県文化振興方針（仮称）**」を策定する。

〔検討の進め方〕

- 条例、新方針の検討にあたっては、「**三重県文化審議会**」を設置するとともに、県民や文化団体をはじめ、関係機関など、多方面からヒアリングやパブリックコメントなどにより、幅広くご意見をいただく。

三重の文化の特徴と
「新しいみえの文化振興方針」の成果と課題

三重の文化の特徴（現行方針より抜粋整理）

1 日本の精神文化の源流－伊勢と熊野

「伊勢へ七度（ななたび）、熊野へ三度（さんど）」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきました。

伊勢の地は伊勢湾に開け、古くから東国に向けた海上交通の要地であるとともに、大和の国の東に位置し、太陽信仰の聖地として、天照大神を祀るのに相応しい土地であると考えられたものと思われています。

また、熊野の地は古くから神々の鎮まる特別な地域であり、「黄泉（よみ）の国」の入り口があると考えられていましたが、のちには山岳修行の霊場としても知られました。

2 交流による発展

日本列島のほぼ中央に位置する本県は、古代より都と東国を結ぶ重要な街道であった東海道をはじめ、伊勢街道、大和街道、熊野街道など数々の街道が整備されるとともに、当時安濃津と呼ばれていた津の港は日本三津に数えられるほど栄え、人・モノ・情報の交流が盛んな土地でした。

さらに、近世になると「おかげまいり」や「熊野詣」が庶民の間にも広がり、全国から多くの人びとが訪れ、ますます交流が盛んになりました。

このように、みえの文化と全国津々浦々の文化が交流し、地域の違いを超えて混ざり合い、本県の今日の文化を形成してきました。

3 地域に根ざした多様な文化

本県が東西の結節点に位置することや、南北に長く、多様な気候・風土を有することに加え、県内を縦横無尽に走る街道や東西を結ぶ海路を通じて盛んな交流が行われたことにより、街道や海岸線に沿ってさまざまなまちが分散して発展してきました。

豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人びとは、無病息災や五穀豊穰を祈願する獅子舞やお神楽などそれぞれの集落に根ざした伝統的な行事や芸能、工芸、民芸、民話、食などの文化を今に守り伝えてきました。

4 世界に誇るみえの文化

伊勢神宮の式年遷宮の営みはまさに循環型システムであり、持続可能な社会のあり方が模索されている現代において、世界のモデルとなりうるものです。また、熊野古道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産であり、それぞれの霊場を結ぶ参詣道が、紀伊山地の大自然やそこに暮らす人びとの生活とも結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

「新しいみえの文化振興方針」の成果と課題(5つの施策の方向性に沿って)

施策の方向性1 人材の育成

重点

<ねらい>次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ

<取組方向>次代を担う若い世代(子どもたち、アーティスト)や文化振興を担う専門人材(アートマネジメント人材、舞台技術者等)の育成

【成果】

○次代を担う若い世代の人材育成

- ・小学生を中心に本物の文化にふれる機会を提供するため、各学校に実演家等を派遣するアウトリーチ活動を実施し、学校へのアンケートでは、高い評価。
- ・社会見学や遠足において、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から児童生徒を幅広く受け入れており、各施設において三重の文化・歴史にふれる機会を提供。

○文化振興を担う専門人材の育成

- ・劇作家輩出を目指した人材育成事業では、劇団青年団の協力を得て演劇界の第一人者である平田オリザ氏を講師に迎え、「戯曲アカデミア」として入門コースとマスターコースを開講。近時は卒業生が国内の各種戯曲賞にノミネートされるなどの成果。
- ・新日本フィルハーモニー交響楽団の現役団員による県内アマチュア演奏家向けの演奏指導事業を、総合文化センター開館時から実施し、参加者平均は498人/年と非常に多く、プロの直接指導を受講できる貴重な機会を提供。
- ・文化施設や文化団体等の関係者を対象とした「文化政策講座」と市町の文化施設担当者を対象とした「舞台技術講座」を開催。参加者数は延べ300人前後で、評価も高い。
- ・みえ文化芸術祭や三重県文化賞の開催などにより、県民が文化芸術にふれ親しみ、発表する場を提供するとともに、その優れた成果を顕彰。

【課題】

- ・コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減。
- ・高齢化や社会変容に伴い、担い手が不足している伝統芸能などの講師の確保。
- ・障がいのある方など、社会見学・遠足利用者のニーズに合わせた職員の対応能力の向上及び観覧環境の整備。
- ・三重県文化賞などの顕彰制度の認知度向上と幅広い分野の掘り起こし。

<ねらい>文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり

<取組方向>国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

【成果】

- ・史跡齋宮跡東部に、平安時代の復元建物を3棟(「さいくう平安の杜」)整備。
- ・発掘調査の進展により、西部に飛鳥時代の齋宮中枢域の可能性のある遺構の発見。
- ・平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された「桑名石取祭の祭車行事」や「鳥出神社の鯨船行事」「上野天神祭のダンジリ行事」や平成29年に国宝に指定された「専修寺御影堂・如来堂」など三重が誇る歴史文化財の魅力を発信。
- ・原始・古代から現代までの三重県の歴史を体系的に集成した「三重県史」(資料編19巻、通史編6巻、別編4巻 全29巻)を、35年間の編纂期間を経て、令和2年3月に刊行を終了。
- ・令和2年4月に施行された「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等(特定歴史公文書等)を総合博物館で保存し、県民の皆さんの利用(閲覧、複写、レファレンス等)に対応。
- ・令和2年7月、本県における文化財の保存・活用・継承などを定めた「三重県文化財保存活用大綱(以下、「大綱」という。)を策定。
- ・伊勢街道や熊野街道などの歴史街道やまちかど博物館など、地域の文化資源を生かしたまちづくりの取組が進行。

【課題】

- ・「さいくう平安の杜」について、地元と連携しながら更なる利活用と情報発信が必要。
- ・齋宮の実態解明に向けた、国史跡齋宮跡における発掘調査の推進。
- ・「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等(特定歴史公文書等)の適切な保存と県民の皆さんの利用の促進。
- ・大綱に基づき、県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、市町による「文化財保存活用地域計画」の策定の支援。
- ・文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動の支援

<ねらい>文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上

<取組方向>文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

【成果】

- ・北海道命名 150 年や松浦武四郎生誕 200 年を契機として、北海道と県との間で「松浦武四郎をはじめとする北海道と三重県の交流連携に関する合意書」を締結し、松浦武四郎の活動を通じた文化交流事業を実施。
- ・文化会館のプロデュースのもと、津市を拠点とする「第七劇場」と台湾の劇団が、日台国際共同プロジェクトとして、日台双方で公演に取り組むなど、演劇を通じた国際交流を実施
- ・総合博物館における企画展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」の開催に合わせ、ミュージアムショップ「MieMu Shop」で、武四郎生誕 200 年を記念した商品、「招福羊羹」を発売。
- ・斎宮歴史博物館では、地元明和町や明和観光商社など多様な主体と連携しながら観光誘客につなげる取組を実施。
- ・コロナ禍を契機として、舞台上に客席を配置し、少人数でぜいたくな空間での公演を楽しむ「オンステージシリーズ」を開催。アーティストの手の動きや俳優の息遣いを間近で体感でき高評価。
- ・市川崑監督など、本県にゆかりのある映画に関わる偉人の顕彰を、県内の映画団体やフィルムコミッションと連携し、実施。映画の上映とともに、県内映画団体の活動の紹介を通じて、ロケ地や関係施設訪問など観光誘客の促進。
- ・演劇をテーマとした新たな文化の創造に向けた取組として、県内の有名飲食店と連携して劇団等による文学や古典作品のリーディング公演を楽しむ、舞台芸術と飲食を融合した事業を実施。

【課題】

- ・文化芸術基本法や文化観光推進法の主旨を踏まえ、観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進。
- ・県庁各部局が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みの構築。
- ・文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有する専門機関を活用した文化政策の検討が必要。

<ねらい>みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上

<取組方向>ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

【成果】

- ・ 県の文化施策を紹介するホームページ「三重の文化」や Twitter、Facebook において、県立文化施設や文化団体、文化人など、県内の魅力的な文化情報を発掘し、積極的に情報を発信してきた結果、平成 28 年と比較すると、50% 近くアクセス数は増加。
- ・ 情報発信の取組は、令和 2 年 9 月、全国知事会から「先進性に優れ、他の都道府県の模範となる取組」として会長表彰を受賞。
- ・ 地域の文化情報の収集・発信等を担う文化振興専門員を配置し、地域文化の振興を支援。
- ・ スマートフォンやタブレットに表示される、三重県各地の古地図や鳥観図等と現在地を見比べながら街歩きを楽しむ Web コンテンツを提供。画面上には文化資産等の概要が表示されるなど、県内外の誘客を促進。
- ・ 各県立文化施設のホームページにおいて、英語、中国語、韓国語など多言語による情報発信。
- ・ コロナ禍により来館できない利用者に向けて、Twitter による所蔵品の紹介や自宅でも楽しめる動画などを配信。
- ・ 総合文化センターでは、コロナ禍によるハイブリッド形式のイベント（参集と動画の配信）ニーズに対応するため、光高速通信サービスを導入し、利用者の利便性を向上。

【課題】

- ・ 地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信。
- ・ ユーザーの需要を分析し、効果的な情報発信を行う能力の向上。
- ・ 2025 年に開催される「関西万博」を見据え、三重の多様で豊かな文化の魅力について、近隣府県と連携した情報発信。
- ・ 多様な情報媒体を活用した情報発信。

＜ねらい＞市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成
 ＜取組方向＞各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

【成果】

○総合文化センター

・総合文化センターでは、コンサートや演劇など興行系の催事に加え、学会や全国大会の利用が順調に推移したことから、施設利用率は80%を超えるとともに、利用者満足度も高水準を維持。

○総合博物館（MieMu）

・平成26年4月に開館した総合博物館（MieMu）では、三重の自然、歴史・文化のほか、三重県出身の俳優「植木等」など、多彩なテーマで企画展を開催。
 ・毎年、20万人を超える入館者数となっており、令和元年度には、開館5周年を記念し、ファミリーからシニアまで幅広い世代に向けた特別展「ジブリ近藤喜文展」と「三重の仏像」を開催し、特に「ジブリ近藤喜文展」は、期間中7万4千人余りの入館者数を記録。

○県立美術館

・県立美術館では、平成29年度に開館35周年記念として開催した「テオ・ヤンセン展」の入館者が過去最高の7.3万人を達成。
 ・「tupera tupera展」や「ショック オブ ダリ展」などが、多くの入館者を集めた。このほか、本県にゆかりの深い画家を取り上げた展覧会や、誰もが利用しやすい美術館を目指し、視覚以外のさまざまな感覚を用いて鑑賞する展覧会を開催。

○齋宮歴史博物館

・齋宮歴史博物館では、令和元年に開館30周年を記念し開催した大来皇女と壬申の乱をテーマにした特別展が、県内外から注目を集め、記念シンポジウムの開催と合わせ高い評価。
 ・解明が進む飛鳥時代の齋宮推定地の発掘現場の公開や齋宮への国内外の訪問者の増加に向けたPR動画の制作など、齋宮の認知度向上と魅力を発信。

○県立図書館

・県立図書館では、県文化施設のイベントや県庁各部局の啓発月間に合わせた連携展示を行うとともに、TwitterなどSNSにより情報を発信。
 ・令和元年には「全国図書館大会」を三重県で初めて開催し、「令和の新時代を拓く図書館」をテーマに期間中、全国から千人を超える関係者が参加。

○県立文化施設間の連携取組

- ・総合博物館（MieMu）、県美術館、図書館の維持管理の一部指定管理の導入のほか、SNSによる情報発信、広報誌の発行、企画展での連携事業の実施など、集積の利点を生かした取り組みを展開。
- ・文化財や地域資料などの文化資産の防災・減災対策を検討するため防災分科会を設置し、三重県文化資産防災ネットワークとして、普及啓発パネル展を開催。
- ・総合博物館（MieMu）、図書館、文化会館など県立文化施設のバックヤード等を巡る社会見学を開催し、地域文化の保全状況を公開することにより、文化施設のファン層を拡大。

○市町等との連携取組

- ・地元小中学校と連携し地域の資料を紹介する移動展の開催や「みえ県展」の市町での実施による連携取組。
- ・市町による地域資料の保全を支援するため、学芸員による現地調査や指導助言や地元ボランティアガイドへの学術的支援を実施。
- ・図書館未設置市町における出張図書館の開催や県内図書館職員等を対象にした初任者研修を実施し、受講者からは高い評価。

【課題】

- ・コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実。
- ・多様で魅力的な企画展の開催や学びたい時に学べる環境を提供するため、収蔵資料と調査研究の充実及びその体制整備。
- ・自宅でも楽しめる動画の配信など SNS を活用した情報発信やオンライン講座、資料のデジタル化などの推進。
- ・県立文化施設の集積の利点を生かした効果的な連携取組の更なる推進。
- ・市町や県内文化団体との情報共有等、連携取組の推進。

条例制定及び新方針策定に向けた検討の進め方（案）

1 文化審議会

9月の定例会議に上程予定の「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」や文化団体や市町等の関係機関からの意見を踏まえた骨子案を事務局側で提案し、この骨子案をベースに第2回以降の審議会で意見を求めていきます。

令和4年度

第1回（6月）

- ・ 会長、副会長の選任
- ・ 「三重県文化振興条例（仮称）」の諮問
- ・ 現状認識
- ・ 検討の進め方

第2回（9月）

- ・ 「三重県文化振興条例（仮称）」骨子案
- ・ 国における文化施策の状況
- ・ 県政アンケート結果
- ・ 関係団体等意見聴取結果
- ・ 庁内、市町意見照会結果

第3回（11月）

- ・ 「三重県文化振興条例（仮称）」中間案

第4回（2月）

- ・ パブリックコメントの結果（報告）
- ・ 「三重県文化振興条例（仮称）」最終案・答申

・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年7月 条例制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第5回（7月）

- ・ 「三重県文化振興方針（仮称）」の諮問
- ・ 施策の具体的な展開のあり方

第6回（9月）

- ・ 「三重県文化振興方針（仮称）」骨子案検討

第7回（11月）

- ・ 「三重県文化振興方針（仮称）」中間案検討

第8回（2月）

- ・ パブリックコメントの結果（報告）
- ・ 「三重県文化振興方針（仮称）」最終案・答申

・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年4月新方針施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 検討部会

検討を進めていく中で、分野ごとの審議が必要となった場合は、検討部会を設置します。